

## 弁護士のためのデジタル文書活用ツール『弁護革命』、 生成 AI が事件記録を整理する「AI 文書分析機能」をリリース ～民事裁判の IT 化に向けて、弁護士業務の DX を加速する AI 機能を搭載～

弁護士ドットコム株式会社（東京都港区、代表取締役社長 兼 CEO・弁護士：元榮 太一郎、以下当社）が提供する弁護士のためのデジタル文書活用ツール『弁護革命』は事件記録を AI が分析し、年表や陳述書形式で文章を生成する「AI 文書分析機能」をリリースしたことをお知らせします。



### ■ 開発の背景・意図

日本では、司法手続のデジタル化を推進するため、2026 年 6 月までに「e 提出」「e 事件管理」「e 法廷」の 3 つを柱とする民事裁判手続の IT 化が本格的に施行される予定です。これにより、訴状や証拠のオンライン提出、裁判所による電子的な事件管理、Web 会議を活用した法廷審理が可能となり、従来の紙中心の手続きが大きく変革されることが期待されています。

しかし、裁判手続の電子化が進んでも、訴訟に必要な膨大な資料の整理・分析は依然として弁護士の大きな負担となっています。特に、証拠書類や関連資料の精査、陳述書の作成、時系列整理などは手作業が中心であり、デジタル化の恩恵を十分に受けられていないのが現状です。

# 弁護士ドットコム

こうした状況を踏まえ、当社は弁護士業務のさらなる DX 推進のため、デジタル文書活用ツール『弁護革命』に AI 機能を実装しました。この機能は、弁護士業務の効率化と DX 推進に寄与するだけでなく、法曹界のデジタル化を促進し、迅速かつ効果的な法的サービスの提供を支援します。

## ■ 弁護革命の「AI 文書分析機能」とは

「AI 文書分析機能」とは、訴状や証拠文書などをはじめとする PDF の事件記録※1 から年表の生成、陳述書の生成、要約の生成が可能となる生成 AI を活用した機能です。サーバー上でのデータの保持を最小限にすることで、生成 AI が学習することがなくセキュリティが担保され、弁護士業界特有のハイレベルなセキュリティニーズに対応しています。今後は、案件内の全資料を AI との対話で分析する機能などの実装も予定しており、弁護士のニーズに合わせたアップデートを推進してまいります。



※1：事件記録とは、弁護士が担当している案件についての資料一式（紙やデータ）を言います。依頼者から受け取った資料や、裁判所への提出文書・証拠が含まれます。

## < 「AI 文書分析機能」の主な機能 >

### 1. 事件記録から「要約」「年表」「陳述書」の生成が可能

弁護革命上に登録した PDF の事件記録や証拠書類を生成 AI が分析し、「資料の要約」や「時系列での年表化」、「指定した人物視点での陳述書」の作成が弁護革命上で可能になります。コマンドを押すだけで文章が生成されるため、複雑なプロンプトがなくても直感的に利用することが可能です。

弁論 20250407

Kakumei AI(β)

記録の分析をお手伝いします。この文書についての作業を指示してください。

年表を作って

年表

平成8年2月 田中花子さんと孝太郎さんが結婚した。

平成20年前後 大久保さんと田中花子さんが会ったことがある可能性がある。

平成29年頃 田中花子さんの北西銀行の口座が休眠状態だった。

平成29年7月15日 孝太郎さんが田中花子さんの印鑑登録証明書を取ってきた。

平成29年7月23日 田中花子さんの名義で新宿のマンションを購入。

平成29年9月16日 田中花子さんが、孝太郎さんの借入金の連帯保証人となり、2つの金銭消費貸借契約証書に署名をした。

平成29年頃～平成30年頃 田中花子さんは北西銀行の口座を使っていた。

メッセージを入力...

クリア 感想・要望

本人調書(田中 花子)

第5号様式(証人等調書)

裁判所書記官印

☐証人 ☒本人 ☐鑑定人 ☐ 調査

(この調書は、第4回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示 令和7年(ワ)第35085号

期日 令和7年4月7日 午後3時30分

氏名 田中 花子

年齢 54歳

住所 東京都港区六本木四丁目1番4号

宣誓その他の状況 別紙のとおり

陳述の要領

被告代理人、甲第2号証を示す

1. この証書の債務者欄にあるあなたのお名前と捺印は、あなたがされたものですか。

いいえ、私がしたものではありません。

## 2. 「AI との対話」による情報の整理も可能に

事前に準備されたコマンドに加え、AI に自由に指示することもできます。ユーザーのニーズに合わせた情報の整理が可能です。

弁論 20250407

Kakumei AI(β)

記録の分析をお手伝いします。この文書についての作業を指示してください。

「署名捺印は拒否した」という趣旨の証言は、この中に含まれているか？

回答

この文書の中に、「署名捺印は拒否した」という趣旨の証言はありません。

田中花子は、甲第2号証の債務者欄の署名捺印について「書かれている字は、離婚した孝太郎さんの筆跡のようにも見えますが、分かりません。」と証言しています。

田中花子は、甲第2号証の債務者欄の捺印について「これはおそらく当時、私が普段認印として使っていた印鑑で押されたものではないかと思っています。」と証言しています。

田中花子は、乙第5号証の買主欄の署名捺印について「違います。」と証言しています。

田中花子は、甲第1号証の約定書の冒頭の署名捺印について「はい。このサインは私が書いたものですが、捺印は私ではないと思います。」と証言しています。

メッセージを入力...

クリア 感想・要望

本人調書(田中 花子)

第5号様式(証人等調書)

裁判所書記官印

☐証人 ☒本人 ☐鑑定人 ☐ 調査

(この調書は、第4回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示 令和7年(ワ)第35085号

期日 令和7年4月7日 午後3時30分

氏名 田中 花子

年齢 54歳

住所 東京都港区六本木四丁目1番4号

宣誓その他の状況 別紙のとおり

陳述の要領

被告代理人、甲第2号証を示す

1. この証書の債務者欄にあるあなたのお名前と捺印は、あなたがされたものですか。

いいえ、私がしたものではありません。

「業務とテクノロジーをつなぐ役割を追求し、弁護士の仕事のあり方を飛躍させていきます」

## ■デジタル文書活用ツール「弁護革命」とは

『弁護革命』は、弁護士が弁護士のために開発したデジタル文書活用ツールで、弁護士業務のDXを推進し、法的サービスの質と効率を高めるサービスです。このサービスを活用すること

# 弁護士ドットコム

で、事件記録や証拠書類をデジタル化し、弁護士は膨大な紙の記録に頼ることなく、迅速かつ正確に必要な情報へアクセスできるようになります。

## ■弁護士ドットコムについて <https://corporate.bengo4.com/>

|      |                                                                                                                           |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本社   | 東京都港区六本木四丁目 1 番 4 号 黒崎ビル                                                                                                  |
| 設立日  | 2005 年 7 月 4 日                                                                                                            |
| 資本金  | 545 百万円 (2024 年 12 月現在)                                                                                                   |
| 代表者  | 代表取締役社長 兼 CEO・弁護士 元榮 太一郎                                                                                                  |
| 上場市場 | 東京証券取引所グロース市場                                                                                                             |
| 事業内容 | 「プロフェッショナル・テックで、次の常識をつくる。」をミッションとして、人々と専門家をつなぐポータルサイト「弁護士ドットコム」「税理士ドットコム」「BUSINESS LAWYERS」、契約マネジメントプラットフォーム「クラウドサイン」を提供。 |
| URL  | <a href="https://www.bengo4.com/corporate/">https://www.bengo4.com/corporate/</a>                                         |

## 本件におけるお問合せ先

弁護士ドットコム株式会社 広報担当

所在地 | 〒106-0032 東京都港区六本木四丁目 1 番 4 号

T E L | 03-5549-2854

F A X | 03-5549-2565

E-Mail | [info-press@bengo4.com](mailto:info-press@bengo4.com)